

00843

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令第十二号

連合国財産警備員被服及び警備用具貸与規程を次のように定める。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

連合国財産警備員被服及び警備用具貸与規程

第一條 鳥取縣終戦処理費等物品出納規程に基き連合国財産警備員（以下單に警備員という）に貸与する物品の取扱は給てこの規程による。

第二條 警備員に貸与する被服及び警備用具（以下單に物品という）と称するは制服、外套、雨衣、盛夏略衣、制帽、懐中電灯、警棒、警笛、胸章、腕章の十点を示す。

昭和二十四年七月八日 金曜日
第二千二百六十六号

本書ノ七・サハ國定規格 A5 判

第三條 大藏省物品会計官吏より物品の送付を受けた縣物品会計官吏又は分任物品会計官吏はこれを点檢して直ちに管下の警備員に貸与しなければならない。

第四條 分任物品会計官吏より物品の貸与を受けた警備員は直ちに第三号様式に依る物品貸与簿に捺印しなければならない。

第五條 貸与期間は各物品の貸与を受けた日より滿二年とし二年を超えるときは制帽、警棒、胸章、腕章を除き、これを本人に支給するものとする。

第六條 前條貸与期間中に轉免、死亡、その他により警備員がその職を離れた場合は貸与物品は返納するものとする。但し殉職した場合はこの限りではない。

第七條 この物品を貸与期間中に警備員が自己の不注意によりき損、亡失したときは、同人に賠償せしめるものとする。

00844

第八條 貸与物品の所在を明確にするため物品会計官吏は第一号様式による帳簿を、分任物品会計官吏は第二号及び第三号様式による帳簿を各々設けなければならない。

第九條 警備員に貸与する物品の受拂は大藏省物品会計官吏より警備員に貸与するため送付を受けた場合を受理とし、物品会計官吏又は分任物品会計官吏の保管を離れ大藏省物品会計官吏に返納した場合を拂とする。

第十條 貸与を受けた物品の修理を要するときは総て自辨とする。

附則

この規程は公布の日から施行する。

第一号様式

物品出納簿

年月日	摘要	品目	單位	受	拂	残

備考 品目別に別紙とする。

第二号様式

物品管理簿

品名	年月日	数量	借用		貸与		在庫	摘要
			現在	返納	現在	返納		

第三号様式

物品貸与簿

物品出納簿 品名	年月日	数量	品名	数量	貸与 年月日	数量	呼称 数量	貸与 氏名	呼称 数量	氏名	数量	備考	

備考 返納の場合は朱書するものとす。

鳥取縣訓令第十三号

00845

行 中 一 般 各 際

昭和二十二年鳥取縣訓令甲第五十三号終戦処理費物品出納規程の一部を次のように改正し昭和二十四年七月一日からこれを適用する。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「終戦処理費物品出納規程」を「終戦処理費等物品出納規程」に改める。

第一條中「終戦処理費」の下に「賠償施設処理特殊財産処理費解除物件処理費（以下終戦処理費等という。）」を加える。

第三條中「知事」を「支出官」に「及び西伯地方事務所長」を「分任物品出納命令官と称するは西伯地方事務所長（以下物品出納命令官及び分任物品出納命令官と合せて物品出納命令官と称する。）」に「物品会計官吏と称するは」を「物品会計官吏には」に「出納長」を「副出納長」に「分任物品会計官吏と称するは」を

「分任物品会計官吏には」に「及び知事が特に任命するものをいう。」を「その他の事務官及び事務吏員を充てるものとし、これが任免は、支出官が行うものとする。」に改め「管轄課長」の下に「商工課長物資調整課長」を加える。

告 示

鳥取縣告示第三百五十七号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町大字明治町一〇二二
- 一、指定の場所 東伯郡倉吉町大字明治町一〇二八ノ四、一〇二七ノ一、同ノ二、一〇二〇ノ二、一〇二二ノ二、同ノ二、同ノ一七、同ノ一八

00846

- 一、建築線の延長及 延長五〇、〇米 距離四、三三米
- 建築線間の距離 同 七九、〇米 同 四、〇米
- 一、図 面 (省略)

◇鳥取縣告示第三百五十八号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、申請人の住所氏名 鳥取市梶川町四四ノ二 清水 利吉

- 一、指定の場所 鳥取市梶川町四五番地

- 一、建築線の延長 一六、〇米

- 一、建築線間の距離 四、〇米

- 一、図 面 (省略)

◇鳥取縣告示第三百五十九号

昭和二十二年鳥取縣規則第四十五号災害復旧耕地地業事務

助規程第二條による昭和二十年水害復旧耕地地業事務を次のように定め昭和二十四年四月一日から適用し昭和二十三年三月鳥取縣告示第百十三号はこれを廢止する。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

補助率 耕地事業費の十分の五以内
公共施設事業費の十分の六、五以内

◇鳥取縣告示第三百六十号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第百三十五号加工水産物公認荷受機關米子海産物乾物荷受株式会社登録証第五号は紛失により無効とした。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百六十一号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第百三十五号中三、登録番号五、營業所又は事業場の位置の事項を次のように変更

00847

し交付した。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 三、登録番号 第十四号

- 五、營業所又は事業場の位置 米子市内町六十七番地

◇鳥取縣告示第三百六十二号

鳥取縣大山国立公園運営委員会規程を次のように定める。

昭和二十四年七月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣大山国立公園運営委員会規程

第一條 鳥取縣大山国立公園運営委員会(以下單に委員会という)は鳥取縣林務課内に置く

第二條 委員会は、大山国立公園の運営に關して、重要な事項を調査審議するものとする。

第三條 委員会は、委員長一名、副委員長一名、委員二十名以内をもつてこれを組織する。

第四條 委員長は知事、副委員長は農林部長をもつてこれに充て、委員は關係公吏並びに学識経験者の中から知事がこれを命じ又は委嘱する。

第五條 委員長は会務を総理する。

第六條 委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第七條 委員会に幹事並びに書記を置き委員長がこれを命ずる。

第八條 委員会は、委員長がこれを招集する。但し委員から要求があつた場合は、委員長は委員会を招集しなければならぬ。

第九條 委員会の議事は出席委員の過半数によりこれを決する。

第十條 この規程に定めるもの、外重要な事項については、委員長は、委員会に諮つてこれを決定する。

附則

